働き方改革関連法案に係る本学の対応について

1 趣旨及び概要

平成30年6月29日に成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案(働き方改革関連法案)」により来年度から施行される事項については、以下のとおりである。

No.	改正事項	施行日		本学の対応
		大企業	中小企業	本子の別心
1	フレックスタイム制の清算期間の上	H31.4.1	同左	対象外
	限を最長3か月まで延長			
2	時間外労働上限規制の見直し			
	労使協定の上限	H31.4.1	H32.4.1	就業規則に追記
	(月 100 時間未満、年 720 時間以下)			※下記参照
	実労働の上限			>•< 1 H□≥> \//
	(月100時間未満、平均80時間以下)			
3	割増賃金率に関する中小企業の猶予	_	H35.4.1	給与規程に追記
	措置廃止			※下記参照
4	使用者からの年次有給休暇の時季指	H31.4.1	同左	就業規則に追記
	定義務			※下記参照
5	高度プロフェッショナル制度の創設	H31.4.1	同左	対象外
6	勤務時間インターバルの普及促進	H31.4.1	同左	努力義務
7	産業医・産業保健機能の強化			
	産業医へ労働者の労働時間に関する	H31.4.1	同左	対応済
	情報などの提供義務			
8	同一労働同一賃金			
	正社員とパート、有期契約の不合理な	H32.4.1	H33.4.1	要検討
	待遇差の禁止			

2 改正内容

【就業規則関連】表のNo.2、No.4関連

- (1) 時間外勤務の時間を休日勤務時間を含めて月100時間未満、2カ月から6カ 月の平均80時間以下とする旨を就業規則に明記する。
- (2) 年次有給休暇の日数が10日以上の職員に対し、年次有給休暇のうち5日について、職員ごとにその時季を指定する旨を就業規則に明記する。

【給与規程関連】表のNo.3関連

1 箇月 6 0 時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を 1 5 0 / 1 0 0 とする 旨を給与規程に明記する。